

## 1. 目的

本補足事項は日本サッカー協会が定める「懲罰規程」（以下「主規定」といいます）の実施を円滑かつ効果的に行うために、当連盟として主規定に定められた事項を補完および詳細な運用方法を定めることを目的とする。

## 2. 体制

委員長：東京都シニアサッカー連盟 委員長  
委員：東京都シニアサッカー連盟 担当副委員長  
委員：東京都シニアサッカー連盟 事務局長  
委員：東京都シニアサッカー連盟 審判部著  
委員：東京都シニアサッカー連盟 懲罰記録管理者（情報管理担当）

## 3. 適用範囲

東京都シニアサッカー連盟主催、主管、後援の公式試合のリーグ戦およびトーナメント戦に適用する。なお、指導に関連した懲罰基準も適用する。

### 公式試合

- ・ JFA 全日本サッカー大会 東京都予選会 Over40, 50, 60, 70
- ・ 東京都シニアサッカーリーグ戦 Over40, 50, 60, 65, 70, 75, 80
- ・ 東京都シニアサッカーリーグ戦 入替戦、順位決定戦

### 非公式試合（JFA 非加盟団体、市区町村主催、連盟各種遠征試合、交流戦など）

下記の競技会（試合）は非公式試合としての扱いとする。非公式試合で適用した競技規則の警告や退場および懲罰は公式試合に引継ぎ加算されることはない。また、公式試合における警告や退場は、非公式試合に引継ぎ加算することもない。なお、非公式試合で起きた懲罰の適用に主規定を参考にして準用することを妨げるものではないが、あくまでも非加盟団体主催等での内部的な処置とする。適用においては東京都サッカー協会・規律委員会に上申するものとする。

- ・ シニア健康スポーツフェスティバル Over60 （東京都体育協会）
  - ・ 都民生涯スポーツ大会 Over40, 50 （東京都体育協会）
  - ・ 藤枝交流会、新春初蹴り、新春チャンピオンシップ、リーグ戦終了後の交流戦
- ※その他の連盟が主催する非公式試合については明示して開催する。

#### 4. 運営フロー

公式競技会などで、懲罰対象事案が発生した場合には、下記の流れで迅速に対処する。

4-1	連絡	・当該試合の主審は速やかに電話などで審判部長へ連絡を行い、指示を仰ぐこと。
		・本部運営チームの責任者は、懲罰事案が発生した場合には対象者へ、シニア連盟規律・フェアプレー委員会（以下：連盟規律委員会）へ報告して裁定を仰ぐことになる旨を告げる。
4-2	確認 指示	<b>【連盟規律委員会が確認または指示する基本事項】</b>
		・懲罰事案の事実確認～何時、どこで、誰が、誰に、何をした、その後の処置など
		・懲罰事案による追加的事象発生の有無確認
		・対象者と被対象者のその後の言動
		・「懲罰事項・事実確認調書」のおよび関係資料*の提出依頼
		*関係資料：公式記録、審判報告書、メンバー表、大会要項、選手登録証など
4-3	判断 処置 通知	<b>【連盟規律委員会の判断、処理の基本事項】</b>
		・事実確認～対象者、被対象者、チーム関係者、本部役員、担当審判員など
		・JFA事情聴取様式に準じて事実確認と審議 ⇒ 懲罰（案） ⇒ TFAへ上申 ⇒ TFA決定 ⇒ 懲罰（確定） ⇒ チーム代表者へ通知 ⇒ 処理終了報告、確認

#### 5. JFA 懲罰規程\_【別紙 2】競技及び競技会における懲罰基準の運用に関する細則 補足事項

##### 第2条〔警告の累積による出場停止試合数〕

警告の累積数において、Over65、70、75、80歳リーグは、試合数の不定数ならびに安全なプレーの推奨のために、当面、累積が2回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

#### 6. 改正・施行

当連盟にかかわる改正内容は施行日を定めて競技会に適用する。

- \*改正・施行年月日 1995年 4月 1日
- \*改正・施行年月日 2020年 4月 1日
- \*改正・施行年月日 2020年12月20日（施行 2021年2月1日）
- \*改正・施行年月日 2022年2月10日（施行 2022年4月1日）
- \*改正・施行年月日 2023年9月21日（施行 2023年10月 1日）
- \*改正・施行年月日 2024年3月7日（施行 2024年7月1日）